

1. 騒音に係る届出施設(府条例施行規則別表19の1)について

資料4(別表1)

は、大分類である。

※はH29～R元年度に設置届出及び苦情がなかった施設である。

	施設名	設置届出件数 (H29～R元年度合計)	苦情件数 (H29～R元年度合計)
	一 金属加工機械	87	18
	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)	2	1
※	ロ 製管機械	0	0
※	ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)	0	0
※	ニ ハ以外のベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	0	0
	ホ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	8	1
	ヘ 矯正プレス	1	0
	ト 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)	3	1
	チ ト以外の機械プレス	3	1
	リ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)	9	2
	ヌ リ以外のせん断機	1	2
	ル 鍛造機	4	4
	ヲ ワイヤフォーマーマシン	19	0
	ワ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)	1	0
※	カ ワ以外のプラスト	0	0
	ヨ タンブラー	1	0
	タ 自動旋盤(棒材作業用のものに限る。)	8	2
	レ 数値制御フライス盤	3	0
	ソ マシニングセンタ	14	1
	ツ 平削盤	4	0
	ネ 切断機(といしを用いるものに限る。)	2	0
	ナ グラインダー(工具用及び精密加工用のものを除く。垂鉛版用のもの以外は、2台以上であること。)	4	3
※	ラ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が5kW以上のものに限る。)	0	0
	二 圧縮機及び送風機	235	21
	イ 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	50	11
	ロ イ以外の空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)	181	9
	ハ 圧縮機(空気圧縮機以外のものであって、原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)	4	1
	三 粉砕機	26	13
	イ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	8	0
	ロ イ以外の土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	7	0
※	ハ 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	0	0
	ニ ハ以外の食品加工用粉砕機	2	0
	ホ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)	9	13
	四 繊維機械	0	0
※	イ 織機(原動機を用いるものに限る。)	0	0
※	ロ 紡績機械	0	0
※	ハ 編組機(2台以上であること。)	0	0

※	ニ 擦系機	0	0
	五 建設用資材製造機械	1	0
※	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)	0	0
※	ロ イ以外のコンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	0	0
	ハ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	1	0
※	ニ ハ以外のアスファルトプラント	0	0
	六 木材加工機械	10	3
※	イ ドラムバーカー	0	0
※	ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	0	0
	ハ 碎木機	0	1
	ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	1	0
	ホ ニ以外の帯のご盤	1	1
	ヘ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	3	1
	ト ヘ以外の丸のご盤	3	0
	チ かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	2	0
※	リ チ以外のかな盤	0	0
※	七 抄紙機	0	0
	八 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	3	0
	九 ロール機(金属及び食品加工用を除く。)	1	0
	一〇 合成樹脂成型加工機械	5	1
	イ 合成樹脂用射出成形機	2	0
	ロ イ以外の合成樹脂成型加工機械	3	1
※	一一 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	0	0
※	一二 エヤーハンマ	0	0
	一三 走行クレーン(吊り上げ能力が5t以上のものに限る。)	9	0
	一四 工業用動力マシン(3台以上であること。)	5	0
	一五 紙工機械(原動機の定格出力の合計が3.7kW以上のものに限る。)	7	0
	一六 遠心分離機(直径が1.2m以上のものに限る。)	0	0
	一七 集じん装置	52	2
	一八 かくはん機(原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)	10	0
※	一九 電気炉(鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る。)	0	0
	二〇 ローターキルン	1	0
	二一 冷凍機及び空調機(クーリングタワーを有せず、室外機に圧縮機又は送風機を有するものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	2,195	12
	二二 クーリングタワー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	15	4
※	二三 スチームクリーナー(原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る。)	0	0
	二四 石材用の切断機及び切削機	0	1
※	二五 オイルバーナ(ロータリーバーナ及びガンタイプバーナを除く。)	0	0
	合計	2,662	75
	苦情原因施設が届出対象外		123
	苦情原因施設が不明		18

2. 振動に係る届出施設(府条例施行規則別表19の2)について

資料4(別表2)

は、大分類である。
※はH29～R元年度に設置届出及び苦情がなかった施設である。

	施設名	設置届出件数 (H29～R元年度合計)	苦情件数 (H29～R元年度合計)
	一 金属加工機械	35	4
※	イ ベンディングマシン	0	0
	ロ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	7	1
	ハ 矯正プレス	1	0
	ニ 機械プレス	4	0
	ホ セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)	10	0
※	ヘ ホ以外のせん断機	0	0
	ト 鍛造機	4	1
	チ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)	1	0
	リ チ以外のワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力の合計が15kW以上のものに限る。)	4	0
	ヌ 平削盤	4	2
	二 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	45	1
	三 粉砕機	23	1
	イ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	8	0
	ロ イ以外の土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)	6	0
	ハ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。原動機の定格出力が3.7kW以上のものに限る。)	9	1
※	四 織機(原動機を用いるものに限る。)	0	0
	五 コンクリート機械	2	0
※	イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)	0	0
	ロ コンクリートプラント	2	0
	六 木材加工機械	0	0
※	イ ドラムパーカー	0	0
※	ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	0	0
※	七 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	0	0
※	八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)	0	0
	九 合成樹脂成型加工機械	4	0
	イ 合成樹脂用射出成形機	2	0
	ロ イ以外の合成樹脂成形加工機械(原動機の定格出力の合計が15kW以上のものに限る。)	2	0
※	一〇 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	0	0
	一一 走行クレーン(吊り上げ能力が5t以上のものに限る。)	9	0
	一二 紙工機械(原動機の定格出力の合計が15kW以上のものに限る。)	1	0
※	一三 遠心分離機(直径が1.2m以上のものに限る。)	0	0
	合計	119	6
	苦情原因施設が届出対象外		15
	苦情原因施設が不明		4